せいかつほご生活保護のしおり



このしおりは、生活保護のしくみや申請の手続きについて説明したものです。 わからないことや、相談のある方は、 市役所4階北側 生活支援課までお声がけください。

> ふ じ し ふくしじ むしょ 富士市福祉事務所 ふ じ しゃくしょ せいかっしえんか 富士市役所 生活支援課)

> > - 令和6年4月1日 **次定** -



生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
生いかっほ ごりょう 生活保護利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
生いかっほご しゅるい 生活保護の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
生活保護を受ける方の権利と義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
とどけで しんこく 届出と申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
でょういん 病院にかかるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
かいご ひつよう 介護が必要になったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
保護費の返還と 徴 収 について・指導や指示について・・・	1 0
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1

だれてもできった。 誰でも病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろな理由で収入が少なくなってしまい、 どんなに努力しても生活が苦しいときがあります。

自分の資産や他の制度を活用しても生活が維持できないとき、国民の最低限度の生活を保障する をいこ 最後のセーフティーネットとして、日本国憲法第25条の理念に基づき、あなたのご家庭(世帯)の 生活を援助し、自立した生活が送れるよう支援するのが生活保護制度です。

〇申請は国民の権利です-

生ができます。生活保護を利用するには、困っているご本人などからの申請が必要です。申請したい意思のあるがた方は、どなたでも申請ができます。

せいかっぽって、すべ、、こくみん、けんり、ほしょう。 せいと 生活保護は全ての国民の権利を保障する制度ですので、まずはためらわずご相談ください。

※外国人の芳は、生活保護法による保護の対象外となりますが、国の措置により、生活保護にならい必要な保護が 行われる場合があります。

世 た いぜんいん たいしょう **世帯全員が対象です-----**

生活保護は、原則世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。そのため、世帯の一部の方のみで生活保護を受けることは基本的にできません。世帯とは、一つの屋根の下で一緒に暮らしていることや、生計を共にしている状態のことをいいます。

※血縁・婚姻関係になくても、世帯と認定されることがあります。

〇こんなときに受けられます-----

国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の 収入額が不足する場合に、その不足分を生活保護費として支給します。



世紀 100mm 1

1 相談-

お困りごとをお聞きしたうえで、生活保護のしくみや他の制度などについてご説明します。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。ご本人が来所できない場合は、ご親族からの相談もお受けします。

生活保護



②申請-

相談の結果、生活保護を希望する方は、生活保護を利用するための申請書類を提出してもらいます。また、収入や資産の状況、お住まいの状況などを確認できる書類についてもあわせて提出をお願いします。

3調査-

申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、 ちょうき おこな によす。調査は申請時だけではなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

- ▲生活状況などを把握するために家庭訪問を行います。
- ▲預貯金、保険、不動産などの資産について、関係機関へ調査を行います。
- ▲仕送りなどの援助や金銭以外にも支援をしてくれる可能性がある、 ご親族がいらっしゃる場合は、照会を行うことがあります。
- ▲働くことができるか主治医などへ確認を行います。

4)決定-

審査の結果、生活保護を利用できる(開始)か、利用できない(却下)かをお知らせします。 「原則として、申請があってから 14日以内(調査に時間が必要な場合には最長で 30日以内)に 通知します。通知された内容について、わからないことがある場合は、担当のケースワーカーに おたずねください。

それでもなお決定の内容が納得できないときは、その決定を知った日の翌日から数えて3か月 以内に静岡県知事に対して審査を求めることができます。

5利用開始



せいかっほご りょう 生活保護が利用できることが決定したら、保護費の支給が始まります。 保護費は原則月単位で支給され、預貯金の口座が無い場合や福祉事務所が まどぐち しょう ぴつょうせい みと ばあい のぞ まいつぎ か こうぎ ぶ こ 窓口で支払う必要性を認めた場合を除き、毎月5日に口座へ振り込みます。 (5日が十日、祝日にあたる場合は、直前の営業日になります。)

※初回の保護費の支給について、保護の決定日から支給日までは数日かかり ますので、支給日は担当者に確認してください。

tuboleで、 りょう かいし たんとう 生活保護の利用を開始すると、担当のケースワーカーが定期的な家庭訪問などを 行います。 あなたの世帯の生活の様子や健康状態などについてお聞きし、規則正しい生活ができる 「日常生活自立」、人間関係を適切に結び社会の中に居場所を確保できる「社会生活自立」、 Lゅうろうとう しゅうにゅう せいかっ けいざいてきじりっ む てっだ が 労等による 収 入 で生活ができる「経済的自立」へ向けて、お手伝いします。

担当ケースワーカーについて

- せいかっほご りょうちゅう たんとう ▲生活保護の利用中は、担当ケースワーカーがあなたからの相談を受けたり、 とどけで、しんせい。う 届出や申請を受けたりするなどして、あなたの世帯を支援します。
- ていきてき かていほうもん せいかつ ようす けんこうじょうたい き ▲定期的な家庭訪問などにより生活の様子や健康状態についてお聞きし、 あなたや世帯員の状況に沿った支援の方針を立て、制度上の必要があるときは 」とう。まこな 指導を行うことがあります。
- ▲あなたからの届出や申請などを受け、生活保護費の計算などを行います。



↑ ただし、アパートの保証人や入院時の身元引受人などになることはできません。

世紀にはの種類

生活保護の利用が決定した方は、生活上の必要に応じて、次の扶助を受けられます。

せいかつふ じょ 生活扶助



かいごふじょ **⑤介護扶助**・

介護保険で認められる範囲で、 サービスを利用するために かまう 必要な費用



じゅうたくふじょ **②住宅扶助**



しゅっさんふじょ 6 出産扶助



出産に必要な ひつようさいていげん 必要最低限の費用

きょういくふじょ **3教育扶助**

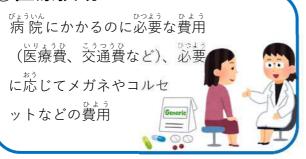


せいぎょうふじょ **7生業扶助**

こうとうがっこう 高等学校の費用や就職するために ひっよう 必要となる技能、 しかくしゅとく 資格取得にかかる かっまう かっまう 必要最低限の費用



4医療扶助



そうさいふじょ **8葬祭扶助**



〇生活保護を受ける方の権利-

1. (法第56条 不利益変更の禁止)

せいとう りゅう 正当な理由がないのに、保護が止められたり保護費が変更されたりすることはありません。

2. (法第57条 公課禁止)

保護費に税金をかけられることはありません。

3. (法第58条 差押禁止)

保護費または保護を受ける権利を、誰からも差し押さえられることはありません。

〇生活保護を受ける方の義務。

1. (法第59条 譲渡禁止)

せいかつほご うけんり たにん ゆず かた 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

2. (法第60条 生活上の義務)

っき 次のような生活上の努力をしてください。

- ▲働くことのできる方は、精いっぱい働いて、収入をあげる努力をしてください。
- ▲病気やけがをしている方は、医師の指示に従って、一日も早く治す努力をしてください。
- ▲お金は計画的に使い、節約を心がけてください。

3. (法第61条 届出の義務)

すべての世帯員の収入や資産、構成や状況などに変化があったときは、必ず届け出てください。(詳しくは6ページを読んでください。)

4. (法第62条 指示等に従う義務)

生活の機能向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示を受けたときは、これに従う義務があります。指導指示に従わないときは、生活保護が受けられなくなることがあります。

5. (法第63条 費用返還義務)

資力があるにもかかわらず、やむを得ない事情により保護を受けた場合には、その受けた保護 金品に相当する金額を返還しなければなりません。(詳しくは10ページを読んでください。)



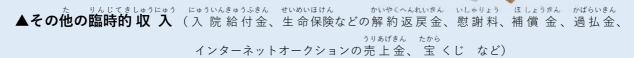
保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や生活状況に変化がある場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

〇あなたと世帯員の毎月の 収 入 を申告してください------

保護費以外のあらゆる収入について、すみやかに収入申告書を提出してください。なお、 「はまった」 まった はあい ていきてき しんこく ひっよう 収入が全くない場合でも、定期的に申告が必要です。

ねんきん かくしゅてあて こょうほけん きんがく つうち とど わす ていしゅつ ▲年金や各種手当、雇用保険(金額のわかる通知などが届いたときは、そちらも忘れずに提出してください。)

- し おく よういく ひ い さんそうぞく ▲仕送り、養育費、遺産相続
- ▲不動産などの資産の売却 収入



かりいれきん ちじん しんぞく しゃっきん 借入金 (知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど) や、現金と同様に使用 できる商品券、電子マネーも 収入 とみなします。

※正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

〇あなたと世帯員の資産の 状 況 について申告してください-----

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年に1回は資産申告書を提出してもらう必要があります。

口座の開設、生命保険の加入、資産(預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券など)の処分など、資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

▲生命保険の加入について

生命(簡易)保険の加入は原則として認められていません。

▲自動車 (4輪・2輪車) の保有につて

自動車は4輪・2輪とも売却などの活用を求められる資産にあたるとされているため、福祉事務所が $\frac{1}{2}$ はあい ので じどうしゃ ほゆう しょう げんぞくみと 認める場合を除き、自動車の保有や使用は原則認められません。また、他人の自動車であっても運転することはできません。

〇あなたや世帯員の生活 状況 が変わるときは届け出てください------

- ▲仕事を始める、辞める、勤務条件が変わるとき
- ▲年金·恩給・手当などの手続きをするとき
- ▲入院、退院するとき
- ▲住所や家賃が変わるとき(転居については、必ず事前に相談してください)
- ▲出生、死亡、妊娠、転入、転出により、世帯の人数が変わるとき
- ▲ 入 学、休 学、退学、卒 業、転校するとき
- ▲交通事故や災害にあったとき
- ▲帰省などで長いあいだ家をあけるとき
- ▲身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を新たに取得、喪失、更新したとき
- ▲健康保険(社会保険)に加入、脱退したとき
- ▲自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得、喪失、更新したとき
- ▲生活保護から自立する見通しがついたとき

・・・など

〇あなたからの申告が正確かどうか調査を行います-----

▲資産について

あなたや世帯員が提出した資産申告書の内容が正確かどうか、銀行や生命保険会社などへ調査を行います。

▲収入について

あなたや世帯員が提出した収入申告書の内容と課税台帳※に記載された収入額が一致しているか、毎年調査を行います。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがありますので、遅れずに正しく申告をしてください。生活保護の廃止後も、生活保護を受けていた期間の調査を行います。

 $^{\text{httlntints}_{i}}$ きゅうよ ねんきんしゅうにゅう じょうほう きさい ちょうぼ ※課税 台 帳 :給与や年金 収 入の情報が記載されている帳簿

~ w.3. v. ○病院にかかるとき

生活保護を利用している間は、国民健康保険証などは使えません。ただし、勤務先の社会保険証を持っている方は、その保険証を使って受診してください。

いずれの場合も、通常は保険が適用される医療行為について自己資担額はありませんが、福祉事務所から病院へ医療券(診療依頼書)を発送する必要がありますので、受診する前に、受診する病院の名前と受診日を知らせてください。

〇病院にかかるときの流れ

病気やけがをした

休日や夜間に急に受診しなければ ならなくなったとき



福祉事務所に連絡し、 受診する日と受診する病院を伝える でようじん まどぐち 病院の窓口で「休日・夜間等受診証」 を提示する



病院の窓口で、福祉事務所には連絡済みであることを伝え、受診する

受診した次の平日に福祉事務所に連絡し、 受診した日と受診した病院を伝える

○気をつけていただくこと---

- ① 入院・退院するときは、必ず連絡してください。
- ② 病気やけがが治り、通院をしなくなったときは、必ず連絡してください。
- ③ 同じ病気で、同時に2カ所以上の病院にかかることはできません。
- ④ できるだけ、自宅近くの生活保護法で指定された病院で受診してください。
- ⑤ 医師の指示に従い、適正な受診に努めてください。
- © 交通事故での受診は、必ず連絡してください。



介護サービスを利用するときは、まず要介護(要支援)認定を受けるなどの手続きが必要です。 まずかいでになている申請をする前に、必ず担当のケースワーカーに相談してください。

065歳以上の方-

ただされている。 居宅または施設で介護サービスを受けたいときは、事前に要介護認定の決定を受け、介護扶助の 上によった。 申請を行ってください。

要介護区分に応じた介護サービスを受けることができ、その介護費用のうち利用者が負担しなければならない利用料(1割分)を、保護費で扶助します。
要介護認定の申請は、介護保険課で行ってください。

O40歳から65歳未満の方-----

介護が必要な状態となった直接の原因が特定疾病(脳血管疾患など16種類)に該当する場合、 要介護認定の申請を行うことができますので、担当のケースワーカーに相談してください。

※介護保険の被保険者でない方は、要介護認定の判定により、生活保護法で介護保険法と同等のサービスを受けることができます。

65歳以上の芳は、期別ごと介護保険料を納める必要がありますが、この保険料については、毎月の保護費に加えて支給されます。なお、介護保険料は福祉事務所があなたに代わって賃接支払う(代理納付)手続きをします。また、年金を受けている芳は、介護保険料が年金から天引きされる場合があります。

〇サービス計画の作成について------

介護サービスを利用するときは、どのようなサービスがどれくらい かっぱっぱん できせつ 必要なのかを検討し、適切にサービスを利用するために、介護支援専門員 (ケアマネジャー) に相談して、サービス計画を作成してください。

○保護費の返還と徹頃について

次のような場合は、保護費の返還と類収が求められることがあります。 わからないことがあれば、いつでも担当のケースワーカーへご相談ください。

〇**資力がありながら保護を受けたとき**(費用返還義務:法第63条)

事故や急痛などのため、すぐに保護が必要なときは、資産などがあっても、保護を適用することがあります。このようなときには、受けた保護費を後から返還しなければなりません。

たとえば

- こうつうじこそんがいばいしょう交通事故などで損害賠償を受けたとき
- ②生命保険の保険金などの支払いを受けたとき
- ③ 不動産 (土地・家屋) などが売れたとき
- ④ 各種年金・手当などをさかのぼって受け取ったとき

・・など

〇不正に保護を受けたとき (費用の 徴 収:法第78 条、罰則:法第85 条)

収入があるにもかかわらず、収入の申告をしなかったり、うその申告をしたりして、不正に保護を受けたときは、それまでに受けた保護費の最大で 1.4倍の額を徴収されることがあります。 また、悪質であると判断された場合、刑事告発することがあり、懲役や罰金などの刑事罰が科せられることもあります。

あなたや世帯員が提出した収入申告書の内容と課税台帳※に記載された収入額が一致しているか、1年に1回調査を行いますので、保護費以外に収入を得た場合は、すみやかに申告してください。(詳しくは7ページを読んでください。)

がぜいだいちょう きゅうよ ねんきんしゅうにゅう じょうほう きさい ちょうぼ ※課税台 帳:給与や年金収入の情報が記載されている帳簿

の指導や指示について

あなたが、「生活保護を受ける方の義務(5ページ)」や「届出と申告(6ページ)」について守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要だと判断したときは、指導や指示(口頭指示、文書指示や検診命令など)を行うことがあります。

↑ 指導や指示に従わないときは、必要に応じて、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。



▲民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。相談内容を他の人に話すことはありませんので、安心してご相談ください。

担当ケースワーカーが必要だと判断した場合、民生委員に家庭訪問などを依頼することがあります。

▲ 暴力 団員であったり、暴力 団活動に関わっていたりする場合、 生活保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。 申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を 流流してもらうことがあります。



▲生活保護を受けている間、借金をすることはできません。

□ はいかった はまり はいきん はいきん はまり はいきん はまり はいきん はまり はいきん はます。

また、生活保護を受ける前にした借金について、生活保護費の中から ないていばんどの生活を保障するという生活保護制度の趣旨 から、望ましくありません。

世をうまた。 借金などがある場合、無料で弁護士への相談などができることがありますので、担当のケースワーカーへご相談ください。

▲生活保護を受けている間、手続きをすることで税金などの減免を受けられる場合があります。

こくみんねんきんほけんりょう。こていしさんぜい。しけんみんぜい。 ほうそうじゅしんりょう 国民年金保険料・固定資産税・市県民税・NHK放送受信料・

ニラヒラがっこう じゅぎょうりょうとう 高等学校の授業料等については、

たんとう 担当のケースワーカーへご相談ください。



問い合わせ・相談先

な じ し なくしじ むしょ な じ し やくしょ せいかっし えんか 富士市福祉事務所 (富士市役所 生活支援課)



富士市生活保護についてのウェブサイトはこちら↑

窓口は、月~金曜日(祝日・幹末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで (生活保護利用中の芳は、担当者が家庭訪問等で不在の場合がありますので、日時をお約至の上でお越しください。)